

## 第 7 期計画のポイント（第 6 期計画からの見直し点等）

### ■体系見直しによる新たな施策等の設定

- ・法整備（情報アクセシビリティ法 R4. 5. 25 施行）を踏まえて、迅速かつ的確な情報収集及びコミュニケーション手段を確保できる環境づくりを行うため、施策の方向に、「情報アクセシビリティの推進」を新設する。

※現在の取組を、新たに設定する「情報アクセシビリティの推進」に組み替えるため、新たな施策設定はなし。

- ・事業内容の一部見直し等を理由とした、「施策の方向」の名称変更

1-2「差別解消の推進」を 1-2「差別解消と合理的配慮の推進」に変更

※障害者差別解消法の改正（R3. 5 月）により、R6. 4. 1 から事業所における合理的配慮の提供の法定義務化

4-2「就労環境の整備」を 4-2「障がい者の活躍の場の確保」に変更

※障害者雇用促進法の改正により、R5. 4. 1 から事業主の責務に、障害のある方が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進めることが求められる。

### ■障害者計画における主な見直し点

#### ○指標の追加

- ・P51 1-1-1 理解促進の周知・啓発 「障がい者理解促進事業」  
指標「市内の公共施設における青色塗装区画等が整備されている数（箇所）」を追加
- ・P54 1-3-3 成年後見制度の利用支援 「成年後見制度利用支援事業」  
法人後見事業（社会福祉協議会実施分）に係る指標：「法人後見事業の延べ利用者数」を追加

#### ○指標の見直し

##### <主な見直し項目>

- ・P50 1～6 の各基本政策について、項目全体の R6～8 の数値目標に、R3～5 の実績値も加え記載する。
- ・P54 1-3-1 権利に関する周知・啓発 「各種選挙執行业」の指標見直し  
指標：「代理投票者数（前回同選挙比較）」が現状にそぐわない。  
対応：同事業 1-3-1 に新たな指標「移動円滑化のための設備を備えた投票所の箇所数」を設定
- ・P66, 67 2-5-2 保健・医療サービスの充実 「地域医療ネットワーク（とねっと）事業」は、とねっと終了のため指標は廃止し、事業名から「とねっと」を除く。  
対応：同施策内の 2-5-2「初期・2次・3次救急医療推進事業」から、新たな指標「市内医療機関への緊急搬送者数の割合」を設定

- ・P81 市民学習カレッジ事業 指標の見直し  
 一般市民から、配慮を必要とする方に焦点を当てる。  
 対応：「市民学習カレッジの受講率」から「市民学習カレッジ参加者に対する配慮等を行った件数」に変更
- ・P82 スポーツ教室等開催事業 指標の見直し  
 一般市民向けから、障がい者が参加できる教室に焦点を当てる。  
 対応：「開催教室数」から「障がいのある方が参加できる教室の開催回数」に変更
- ・P88 基本政策6全体の数値目標とP94の6-3-1災害時要援護者支援事業の指標が、「要援護者名簿登録者数」とが同じになっているため、指標を変更する。  
 対応：基本政策6全体の数値目標「要援護者名簿登録者数」を「非常災害対策が実施されている市内障がい者施設数」に変更。
- ・P45 情報アクセシビリティの説明を記載する。
- ・P47 本計画におけるSDGSの取組を記載する。
- ・P50 「埼玉県思いやり駐車場制度」の説明を記載する。
- ・P128 (2)②庁内体制の整備として、『「障がい者施策推進委員会」の設置』を追記

## ■障害福祉計画

- ・障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス等について、国の基本指針及び埼玉県障害福祉計画策定の考え方に即して数値目標や見込量などを設定する。